

令和8年度 第1回 大船渡市国民健康保険運営協議会

日 時：令和8年8月26日（水）午後1時30分

場 所：大船渡市役所 第1会議室

〈 次 第 〉

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 報 告

(1) 報告第1号 大船渡市税条例の一部を改正する条例について【資料1】

(2) 報告第2号 令和7年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について【資料2】

(3) 報告第3号 令和7年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）決算について【資料3】【資料4】

5 そ の 他

6 閉 会

報告第 1 号

大船渡市税条例の一部を改正する条例について

大船渡市税条例の一部を改正する条例について報告します。

令和 8 年 8 月 26 日

大船渡市長 渕 上 清

報告第 2 号

令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算
について

令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）の決算状況に
ついて報告します。

令和 8 年 8 月 26 日

大船渡市長 渕 上 清

報告第 3 号

令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）

決算について

令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）の決算状況について報告します。

令和 8 年 8 月 26 日

大船渡市長 渕 上 清

大船渡市国民健康保険運営協議会委員名簿

No.	氏 名	委員の種別	今期委嘱 開始年月日	任期満了 年月日	推薦団体等
1	刈 谷 忠	公益代表	R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡市社会福祉協議会
2	山 本 勝 夫		R6. 5. 26	R9. 5. 25	公益社団法人大船渡市シルバー人材センター
3	佐 藤 美智子		R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡市民生児童委員協議会
4	小 松 由 美		R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡市地域婦人団体連絡協議会
5	星 田 徹	保険医・ 保険薬剤師代表	R7. 8. 19	R9. 5. 25	岩手県立大船渡病院
6	滝 田 有		R6. 5. 26	R9. 5. 25	一般社団法人気仙医師会
7	熊 谷 英 人		R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡歯科医師団
8	金 野 良 則		R6. 5. 26	R9. 5. 25	気仙薬剤師会
9	及 川 久美子	被保険者代表	R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡市農業協同組合
10	及 川 艶 子		R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡市水産振興連絡会
11	佐々木 博 子		R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡商工会議所
12	刈 谷 由 里		R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡市食生活改善推進員団体連絡協議会

(順不同)

大船渡市税条例の一部を改正する条例について (国民健康保険税分)

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 83 号）が、令和 8 年 3 月 31 日に公布され、その一部が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、大船渡市税条例の一部を改正する。

2 改正概要

(1) 第140条（保険税の課税額）

・国民健康保険税の課税限度額の引上げ

基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げる。

限度額	基礎課税分	後期支援分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分※
改正前	66万円	26万円	17万円	3万円
改正後	67万円	26万円	17万円	3万円
引き上げ額	1万円	—	—	—

※子ども・子育て支援納付金分については、令和 8 年度から新たに創設された区分であり、令和 7 年度第 3 回国民健康保険運営協議会（令和 8 年 3 月 9 日開催）において審議済み。

(2) 第161条（保険税の減額）

・国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し

軽減判定所得

5 割軽減

【改正前】基準控除額43万円＋30.5万円×被保険者数

【改正後】基準控除額43万円＋31万円×被保険者数

2 割軽減

【改正前】基準控除額43万円＋56万円×被保険者数

【改正後】基準控除額43万円＋57万円×被保険者数

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

大船渡市税条例の一部を改正する条例（国民健康保険税分抜粋）
大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（保険税の課税額） 第140条 〔略〕 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。 4 〔略〕 （保険税の減額） 第161条 次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は第140条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1）〔略〕 （2）法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯	（保険税の課税額） 第140条 〔略〕 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する<u>国民健康保険</u>の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。 4 〔略〕 （保険税の減額） 第161条 次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は第140条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1）〔略〕 （2）法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯

改正前	改正後
所属者 1 人につき 30万5,000円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） イ～ヘ　[略] （3）　法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 56万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） イ～ヘ　[略] 2～3　[略]	所属者 1 人につき 31万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） イ～ヘ　[略] （3）　法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 57万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） イ～ヘ　[略] 2～3　[略]
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第4条　新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和 7 年度

大船渡市国民健康保険

特別会計（事業勘定）

歳入歳出決算書

令和7年度国民健康保険特別会計(事業勘定)決算

【歳入】

(単位：円)

予算科目	当初予算額	予算現額 A	収入済額 B	比較 (B-A)	備 考
1 国民健康保険税	635,783,000	624,783,000	631,403,856	6,620,856	
1 国民健康保険税	635,783,000	624,783,000	631,403,856	6,620,856	
1 一般被保険者国民健康保険税	635,774,000	624,774,000	631,403,856	6,629,856	
1 医療給付費分現年課税分	417,615,000	410,615,000	414,272,511	3,657,511	
2 後期高齢者支援金分現年課税分	143,778,000	142,978,000	146,528,996	3,550,996	
3 介護納付金分現年課税分	47,143,000	45,743,000	46,726,020	983,020	
4 医療給付費分滞納繰越分	18,033,000	16,233,000	16,276,370	43,370	
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	6,147,000	6,147,000	5,276,071	△ 870,929	
6 介護納付金分滞納繰越分	3,058,000	3,058,000	2,323,888	△ 734,112	
2 退職被保険者等国民健康保険税	9,000	9,000	0	△ 9,000	
1 医療給付費分滞納繰越分	7,000	7,000	0	△ 7,000	
2 後期高齢者支援金分滞納繰越分	1,000	1,000	0	△ 1,000	
3 介護納付金分滞納繰越分	1,000	1,000	0	△ 1,000	
2 使用料及び手数料	300,000	300,000	331,400	31,400	
1 手数料	300,000	300,000	331,400	31,400	
1 督促手数料	300,000	300,000	331,400	31,400	
3 国庫支出金	10,000	1,228,000	1,218,000	△ 10,000	
1 国庫補助金	10,000	1,228,000	1,218,000	△ 10,000	
1 災害臨時特例補助金	10,000	10,000	0	△ 10,000	
2 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	0	22,000	22,000	0	
3 子ども・子育て支援事業費補助金	0	1,196,000	1,196,000	0	
4 県支出金	2,830,020,000	2,827,179,000	2,650,876,512	△ 176,302,488	
1 県補助金	2,830,020,000	2,827,179,000	2,650,876,512	△ 176,302,488	
1 保険給付費等交付金	2,830,020,000	2,827,179,000	2,650,876,512	△ 176,302,488	
1 普通交付金	2,777,189,000	2,771,189,000	2,578,769,428	△ 192,419,572	
2 特別交付金	52,831,000	55,990,000	72,107,084	16,117,084	
保険者努力支援分	19,542,000	19,542,000	19,207,000	△ 335,000	
特別調整交付金分	19,396,000	19,396,000	22,791,000	3,395,000	
県繰入金(2号)分	4,321,000	7,480,000	21,473,084	13,993,084	
特定健康審査等負担金	9,572,000	9,572,000	8,636,000	△ 936,000	
5 財産収入	239,000	1,210,000	1,017,530	△ 192,470	
1 財産運用収入	239,000	1,210,000	1,017,530	△ 192,470	
1 利子及び配当金	239,000	1,210,000	1,017,530	△ 192,470	
6 繰入金	414,787,000	412,815,000	400,385,150	△ 12,429,850	
1 他会計繰入金	414,787,000	412,815,000	400,385,150	△ 12,429,850	
1 一般会計繰入金	414,787,000	412,815,000	400,385,150	△ 12,429,850	
1 保険基盤安定繰入金	239,262,000	237,647,000	237,646,442	△ 558	
2 未就学児均等割保険料繰入金	805,000	805,000	806,221	1,221	
3 職員給与費等繰入金	94,822,000	97,749,000	86,705,901	△ 11,043,099	
4 産前産後保険料繰入金	535,000	535,000	316,244	△ 218,756	
5 出産育児一時金等繰入金	3,334,000	4,000,000	2,831,360	△ 1,168,640	
6 財政安定化支援事業繰入金	76,029,000	72,079,000	72,078,982	△ 18	
7 繰越金	1,000	42,418,000	42,418,535	535	
1 繰越金	1,000	42,418,000	42,418,535	535	
1 繰越金	1,000	42,418,000	42,418,535	535	
8 諸収入	10,335,000	22,118,000	19,604,002	△ 2,513,998	
1 延滞金及び過料	2,001,000	2,001,000	3,273,925	1,272,925	
1 一般被保険者延滞金	2,000,000	2,000,000	3,244,105	1,244,105	
2 退職被保険者等延滞金	1,000	1,000	29,820	28,820	
2 雑入	8,334,000	20,117,000	16,330,077	△ 3,786,923	
1 第三者納付金	2,000,000	2,000,000	12,263	△ 1,987,737	
2 返納金	2,000,000	2,000,000	797,433	△ 1,202,567	
3 特定健康診査徴収金	3,600,000	3,600,000	3,003,000	△ 597,000	
4 雑入	734,000	12,517,000	12,517,381	381	
歳入合計	3,891,475,000	3,932,051,000	3,747,254,985	△ 184,796,015	

【歳出】

(単位：円)

予算科目	当初予算額	予算現額 A	支出済額 B	比 較 (A－B)	備 考
1 総務費	100,387,000	104,532,000	95,456,501	9,075,499	
1 総務管理費	74,952,000	77,257,000	70,917,867	6,339,133	
1 一般管理費	69,214,000	71,519,000	65,190,767	6,328,233	
2 連合会負担金	5,738,000	5,738,000	5,727,100	10,900	
2 徴税費	24,875,000	26,715,000	24,346,610	2,368,390	
1 賦課徴收費	24,875,000	26,715,000	24,346,610	2,368,390	
3 運営協議会費	560,000	560,000	192,024	367,976	
1 運営協議会費	560,000	560,000	192,024	367,976	
2 保険給付費	2,797,060,000	2,792,060,000	2,592,290,365	199,769,635	
1 療養諸費	2,368,607,000	2,372,607,000	2,214,598,325	158,008,675	
1 療養給付費	2,347,700,000	2,347,700,000	2,194,644,200	153,055,800	
2 療養費	12,900,000	16,900,000	12,804,501	4,095,499	
3 審査支払手数料	8,007,000	8,007,000	7,149,624	857,376	
2 高額療養費	420,500,000	410,500,000	372,160,360	38,339,640	
1 高額療養費	420,000,000	410,000,000	372,025,590	37,974,410	
3 高額介護合算療養費	500,000	500,000	134,770	365,230	
3 移送費	100,000	100,000	0	100,000	
1 移送費	100,000	100,000	0	100,000	
4 出産育児諸費	5,003,000	6,003,000	4,001,680	2,001,320	
1 出産育児一時金	5,000,000	6,000,000	4,000,000	2,000,000	
2 出産育児一時金支払手数料	3,000	3,000	1,680	1,320	
5 葬祭諸費	2,700,000	2,700,000	1,530,000	1,170,000	
1 葬祭費	2,700,000	2,700,000	1,530,000	1,170,000	
6 傷病手当金	150,000	150,000	0	150,000	
1 傷病手当金	150,000	150,000	0	150,000	
3 国民健康保険事業費納付金	905,443,000	905,443,000	905,441,518	1,482	
1 国民健康保険事業費納付金	905,443,000	905,443,000	905,441,518	1,482	
1 国民健康保険事業費納付金	905,443,000	905,443,000	905,441,518	1,482	
一般被保険者医療給付費分	603,296,000	603,296,000	603,295,587	413	
一般被保険者後期高齢者支援金等分	225,679,000	225,679,000	225,678,311	689	
介護納付金分	76,468,000	76,468,000	76,467,620	380	
4 保健事業費	37,339,000	37,339,000	30,402,260	6,936,740	
1 特定健康診査等事業費	35,873,000	35,873,000	29,199,955	6,673,045	
1 特定健康診査等事業費	35,873,000	35,873,000	29,199,955	6,673,045	
2 保健事業費	1,466,000	1,466,000	1,202,305	263,695	
1 保健衛生普及費	1,466,000	1,466,000	1,202,305	263,695	
5 基金積立金	26,769,000	55,401,000	55,400,530	470	
1 基金積立金	26,769,000	55,401,000	55,400,530	470	
1 財政調整基金積立金	26,769,000	55,401,000	55,400,530	470	
6 諸支出金	23,477,000	36,276,000	31,504,395	4,771,605	
1 償還金及び還付加算金	6,161,000	18,960,000	15,037,395	3,922,605	
1 一般被保険者保険税還付金	6,100,000	6,100,000	2,238,200	3,861,800	
2 退職被保険者等保険税還付金	60,000	60,000	0	60,000	
3 償還金	1,000	12,800,000	12,799,195	805	
2 繰出金	17,316,000	17,316,000	16,467,000	849,000	
1 直診診療施設勘定繰出金	17,316,000	17,316,000	16,467,000	849,000	
7 予備費	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	
1 予備費	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	
1 予備費	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	
歳 出 合 計	3,891,475,000	3,932,051,000	3,710,495,569	221,555,431	

国民健康保険特別会計（事業勘定）

① 歳入決算総括表

（単位：円、％）

区 分 (款)	令和 6 年度		令和 7 年度		増減額 B - A	増減率 (B - A) / A
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
1 国民健康保険税	672,452,815	17.7	631,403,856	16.9	△41,048,959	△ 6.1
2 使用料及び手数料	332,450	0.0	331,400	0.0	△1,050	△ 0.3
3 国庫支出金	105,000	0.0	1,218,000	0.0	1,113,000	1060.0
4 県支出金	2,629,855,248	69.2	2,650,876,512	70.8	21,021,264	0.8
5 財産収入	148,183	0.0	1,017,530	0.0	869,347	586.7
6 繰入金	401,378,879	10.6	400,385,150	10.7	△993,729	△ 0.2
7 繰越金	43,000,134	1.0	42,418,535	1.1	△581,599	△ 1.4
8 諸収入	54,726,139	1.5	19,604,002	0.5	△35,122,137	△ 64.2
合 計	3,801,998,848	100.0	3,747,254,985	100.0	△54,743,863	△ 1.4

② 歳出決算総括表

（単位：円、％）

区 分 (款)	令和 6 年度		令和 7 年度		増減額 B - A	増減率 (B - A) / A
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
1 総務費	85,110,406	2.2	95,456,501	2.6	10,346,095	12.2
2 保険給付費	2,600,487,359	69.2	2,592,290,365	69.9	△8,196,994	△ 0.3
3 国民健康保険事業費納付金	899,196,820	23.9	905,441,518	24.4	6,244,698	0.7
4 保健事業費	25,107,546	0.7	30,402,260	0.8	5,294,714	21.1
5 基金積立金	103,264,183	2.8	55,400,530	1.5	△47,863,653	△ 46.4
6 諸支出金	46,413,999	1.2	31,504,395	0.8	△14,909,604	△ 32.1
7 予備費	0	0.0	0	0.0	—	—
合 計	3,759,580,313	100.0	3,710,495,569	100.0	△49,084,744	△ 1.3

歳入歳出差引額	42,418,535		36,759,416		△ 5,659,119	
---------	------------	--	------------	--	-------------	--

③ 歳入事項別説明書

第1款 国民健康保険税

(単位：百万円)

区分(項・目)		決 算 額									
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1	国民健康保険税	852.9	832.1	794.8	748.0	734.5	710.6	724.9	694.6	672.5	631.4
	①一般被保険者 国民健康保険税										
	医療分	551.8	550.1	534.4	505.6	498.5	483.5	501.0	475.7	459.8	430.5
	後期高齢分	187.0	186.8	180.1	170.1	167.6	162.5	169.3	165.3	160.7	151.8
	介護分	78.0	77.7	73.1	70.0	67.6	64.5	54.5	53.6	52.0	49.1
	②退職被保険者等 国民健康保険税										
	医療分	21.4	10.3	4.3	1.3	0.5	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
	後期高齢分	7.3	3.5	1.4	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	介護分	7.4	3.7	1.5	0.5	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

1. 国民健康保険税の税率等及び課税限度額

区 分		所得割	均等割	平等割
税率等	医療分	7.50%	30,900円	21,400円
	後期高齢分	2.60%	10,400円	7,200円
	介護分	2.00%	10,000円	5,200円
課税限度額		医療分660,000円	後期高齢分260,000円	介護分170,000円

2. 国民健康保険税の収納状況

(1) 一般被保険者分

区 分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	収納率B/A
現年度分	646,581千円	607,528千円	0千円	39,930千円	877千円	94.0% (△0.7%)
滞納繰越分	98,468千円	23,876千円	3,612千円	70,980千円	0千円	24.2% (0.6%)
計	745,049千円	631,404千円	3,612千円	110,910千円	877千円	84.7% (△1.7%)

※収納率の()内は前年度比較

(2) 退職被保険者分

区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	収納率B/A
現年度分	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	— (—)
滞納繰越分	11千円	0千円	11千円	0千円	0千円	0.0% (△34.1%)
計	11千円	0千円	11千円	0千円	0千円	0.0% (△34.1%)

※収納率の()内は前年度比較

第6款 繰入金

(単位：百万円)

区分(項・目)		決 算 額									
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1	他会計繰入金	382.7	351.4	332.8	348.1	338.0	343.5	415.7	407.6	401.4	400.4
	① 一般会計繰入金	382.7	351.4	332.8	348.1	338.0	343.5	415.7	407.6	401.4	400.4

④ 歳出事項別説明書

第1款 総務費 《95,456,501円》

1款	総務費	95,456,501円					
1項	総務管理費	70,917,867円	2目	連合会負担金	5,727,100円		
事業名	国保連等運営費負担事業（継続）						
事業費	5,727,100円						
対 象	岩手県国民健康保険団体連合会						
意 図	国民健康保険事業を健全かつ円滑に運営する。						
概 要 ・ 実 績	岩手県国民健康保険団体連合会は、保険給付事業において中核的役割を担っている。同連合会の維持・運営に係る経費について、保険者の規模等に応じた額を負担する。						
【関係指標】							
	指 標	単位	R3	R4	R5	R6	R7
連 合 会 負 担 金	被保険者割	円	5,406,300	5,354,600	5,342,600	5,320,800	5,241,100
	保険者平等割	円	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
	国保診療施設割	円	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000
	国保診療施設保険者割	円	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
【考 察】							
県内の全市町村で負担金を支出することにより、岩手県国民健康保険団体連合会の安定的な運営に寄与している。							
今後も被保険者が安心して保険給付を受けられるよう、県内各市町村と連携を図りながら、継続して事業を実施する。							

第2款 保険給付費 《2,592,290,365円》

2款	保険給付費	2,592,290,365円					
1項	療養諸費	2,214,598,325円	1目	療養給付費	2,194,644,200円		
事業名	国保保険給付事業（療養給付費）（継続）						
事業費	2,194,644,200円（県10/10）						
対 象	国民健康保険被保険者						
意 図	医療費負担が軽減される。						
概 要 ・ 実 績	被保険者が保険医療機関等を受診した際に要する費用のうち、保険者負担分を給付する。						
【関係指標】							
指 標		単位	R3	R4	R5	R6	R7
療養の給付等件数		件	148,208	140,206	135,633	129,265	123,694
療養の給付等日数		日	164,703	153,634	150,167	139,174	132,379
給付額		千円	2,670,618	2,477,402	2,464,096	2,214,597	2,194,644
年間平均被保険者数		人	8,130	7,783	7,372	6,997	6,621
1人当たり給付額		円	328,489	318,309	334,251	316,507	331,467
【考 察】							
岩手県国民健康保険団体連合会を経由した医療機関からの請求に基づき、適正な内容であるか審査した上で療養給付費を支給した。							
今後も医療費の適正化を図りながら事業を継続して実施する。							

2款	保険給付費	2,592,290,365円			
1項	療養諸費	2,214,598,325円	2目	療養費	12,804,501円
事業名	国保保険給付事業（療養費）（継続）				
事業費	12,804,501円（県10/10）				
対 象	国民健康保険被保険者				
意 図	医療費負担が軽減される。				
概 要 ・ 実 績	被保険者が資格確認書等を提示せずに受診した場合、医師の同意により、あんま・はり・きゅう・マッサージの施術を受けた場合、医師が必要と認めた治療用装具を購入した場合に、保険者負担分を給付する。				

【関係指標】

指 標	単位	R3	R4	R5	R6	R7
件数	件	2,697	2,642	2,607	2,552	2,379
給付額	千円	12,490	11,689	11,338	12,331	12,805
1人当たり給付額	円	1,540	1,511	1,543	1,768	1,942

【考 察】

岩手県国民健康保険団体連合会を経由した施術所からの請求や被保険者からの申請に基づき、適正な内容であるか審査した上で療養費を支給した。
 今後も不当利得（資格喪失後の受診等による医療費）や第三者行為求償（交通事故等の第三者行為によって生じた保険給付に係る損害賠償請求）等により、医療費の適正化を図りながら事業を継続する。

2款	保険給付費	2,592,290,365円			
2項	高額療養費	372,160,360円	1目	高額療養費	372,025,590円
事業名	国保保険給付事業（高額療養費）（継続）				
事業費	372,025,590円（県10/10）				
対 象	国民健康保険被保険者				
意 図	自己負担額が軽減される。				
概 要 ・ 実 績	被保険者が保険医療機関等で受診した際の自己負担額が、世帯の所得区分に応じた一定額を超えた場合に高額療養費を支給する。				

【関係指標】

指 標	単位	R3	R4	R5	R6	R7
件数	件	5,260	6,641	7,961	7,450	7,117
給付額	千円	341,034	388,453	424,118	360,466	372,026
1人当たり給付額	円	42,041	50,201	57,711	51,798	56,436

【考 察】

高額療養費の支給申請手続きを簡素化し、一定の要件を満たす場合には次回以降の申請を不要とすることで、対象者の負担軽減を図っている。
 今後も医療費の適正化を図りながら事業を継続する。

2款	保険給付費	2, 592, 290, 365円					
4項	出産育児諸費	4, 001, 680円	1目	出産育児一時金	4, 000, 000円		
事業名	国保保険給付事業（出産育児一時金）（継続）						
事業費	4, 000, 000円						
対 象	出産した国民健康保険被保険者						
意 図	出産に係る経済的負担が軽減される。						
概 要 ・ 実 績	出産育児一時金として、1人当たり500,000円（産科医療補償制度に加入している保険医療機関等での出産の場合）を支給する。 また、医療機関等の窓口においては、出産育児一時金を超えた金額のみの支払いで済むよう、直接支払制度を実施している。						
【関係指標】							
指 標		単位	R3	R4	R5	R6	R7
件数		件	10	5	4	6	8
【 考 察 】							
出産育児一時金を支給するとともに、直接支払制度の実施により医療機関等へ直接支給することで、出産時の経済的負担の軽減を図った。 今後も医療費の適正化を図りながら、事務の適正執行に努める。							

第3款 国民健康保険事業費納付金 《905,441,518円》

3款	国民健康保険事業費納付金	905,441,518円					
1項	国民健康保険事業費納付金	905,441,518円	1目	国民健康保険事業費納付金	905,441,518円		
事業名	国保事業推進事務（継続）						
事業費	905,441,518円						
対 象	岩手県						
意 図	国民健康保険事業を健全かつ円滑に運営する。						
概 要 ・ 実 績	都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、市町村は国民健康保険事業の運営に必要な経費として、県に国民健康保険事業費納付金を納付する。						
【関係指標】							
	指 標	単位	R3	R4	R5	R6	R7
	医療分	千円	691,268	665,601	621,546	579,409	603,296
	後期高齢者支援金分	千円	229,473	226,590	247,505	236,242	225,678
	介護納付金分	千円	78,368	84,343	87,219	83,546	76,468
【考 察】							
国民健康保険事業費納付金は、市町村ごとの被保険者数、所得水準、医療費水準等により算定される。令和6年度までは団塊世代の後期高齢者医療制度への移行等により被保険者数が減少し、納付額も減少していたが、令和7年度は県全体の医療費必要額の増加等に伴い、納付額が増加した。							
今後も医療費の動向等を注視し、引き続き医療費適正化に努めるとともに、県内における保険税水準の統一について、県と連携しながら取組を進めていく。							

第4款 保健事業費 《30,402,260円》

4款	保健事業費	30,402,260円					
2項	保健事業費	1,202,305円	1目	保健衛生普及費	1,202,305円		
事業名	国保医療費通知事業、医療費適正化レセプト点検事業、国保後発医薬品利用差額通知事業（継続）						
事業費	1,202,305円						
対 象	国民健康保険被保険者						
意 図	医療費に対する意識を向上し、医療費の適正化に努める。						
概 要 ・ 実 績	被保険者の医療費等に対する関心を高めるため、医療費総額や後発医薬品利用差額を定期的に通知するとともに、医療費の適正化を図るため、診療報酬明細書の点検を行う。						
【関係指標】							
指 標		単位	R3	R4	R5	R6	R7
医療費通知発送回数		回/年	1	1	1	1	1
医療費通知発送世帯数		世帯	4,708	4,539	5,168	4,890	4,795
後発医薬品利用差額通知発送回数		回/年	3	3	3	3	3
後発医薬品利用差額通知発送被保険者数		人	968	990	713	369	210
診療報酬明細書点検数		件	149,175	140,789	135,956	130,314	123,978
後発医薬品利用率		%	87.6	87.0	88.5	90.4	93.2
【考 察】							
医療費通知は、一覧性の向上や紛失防止等の観点から、年1回の通知としている。							
後発医薬品利用率は90%を超えて推移しており、今後も後発医薬品の普及促進により医療費の適正化を図る。							

令和 7 年度

大船渡市国民健康保険
特別会計(診療施設勘定)
歳入歳出決算書

令和7年度国民健康保険特別会計(診療施設勘定) 決算

【歳入】

(単位：円)

予算科目	当初予算額	予算現額 A	収入済額 B	比 較 (B－A)	備 考
1 診療収入	127,986,000	118,139,000	132,554,801	14,415,801	
1 入院外収入	125,598,000	116,363,000	130,265,675	13,902,675	
1 国民健康保険診療報酬収入	20,628,000	16,982,000	17,765,165	783,165	
2 社会保険診療報酬収入	28,744,000	30,349,000	36,127,803	5,778,803	
3 後期高齢者診療報酬収入	39,792,000	34,493,000	35,895,916	1,402,916	
4 その他の診療報酬収入	14,318,000	15,803,000	17,033,433	1,230,433	
5 一部負担金収入	22,116,000	18,736,000	23,443,358	4,707,358	
2 その他の診療収入	2,388,000	1,776,000	2,289,126	513,126	
1 諸検査収入	2,157,000	1,545,000	2,058,126	513,126	
2 受託診療収入	231,000	231,000	231,000	0	
2 使用料及び手数料	641,000	641,000	728,041	87,041	
1 使用料	1,000	1,000	1,241	241	
1 行政財産使用料	1,000	1,000	1,241	241	
2 手数料	640,000	640,000	726,800	86,800	
1 文書料	640,000	640,000	726,800	86,800	
3 県支出金	2,557,000	2,557,000	1,333,000	△ 1,224,000	
1 県補助金	2,557,000	2,557,000	1,333,000	△ 1,224,000	
1 へき地医療対策費補助金	2,557,000	2,557,000	1,333,000	△ 1,224,000	
4 繰入金	107,348,000	109,315,000	76,643,796	△ 32,671,204	
1 他会計繰入金	90,032,000	91,999,000	60,176,796	△ 31,822,204	
1 一般会計繰入金	90,032,000	91,999,000	60,176,796	△ 31,822,204	
1 一般会計繰入金	90,032,000	91,999,000	60,176,796	△ 31,822,204	
公債費分	21,042,000	21,078,000	21,076,796	△ 1,204	
運営費分	68,990,000	70,921,000	39,100,000	△ 31,821,000	
2 事業勘定繰入金	17,316,000	17,316,000	16,467,000	△ 849,000	
1 事業勘定繰入金	17,316,000	17,316,000	16,467,000	△ 849,000	特別調整交付金
1 事業勘定繰入金	17,316,000	17,316,000	16,467,000	△ 849,000	
特別調整交付金(直診)	17,316,000	17,316,000	16,467,000	△ 849,000	
5 繰越金	1,000	4,077,000	4,076,893	△ 107	
1 繰越金	1,000	4,077,000	4,076,893	△ 107	
1 繰越金	1,000	4,077,000	4,076,893	△ 107	
6 諸収入	936,000	936,000	1,906,770	970,770	
1 雑入	936,000	936,000	1,906,770	970,770	
1 雑入	936,000	936,000	1,906,770	970,770	
7 市債	6,800,000	6,800,000	5,300,000	△ 1,500,000	
1 市債	6,800,000	6,800,000	5,300,000	△ 1,500,000	
1 市債	6,800,000	6,800,000	5,300,000	△ 1,500,000	
1 過疎対策事業債	6,800,000	6,800,000	5,300,000	△ 1,500,000	
歳 入 合 計	246,269,000	242,465,000	222,543,301	△ 19,921,699	

【歳出】

(単位：円)

予算科目	当初予算額	予算現額 A	支出済額 B	比 較 (A－B)	備 考
1 総務費	169,621,000	168,781,000	157,038,792	11,742,208	
1 施設管理費	168,435,000	167,595,000	156,093,376	11,501,624	
1 一般管理費	168,435,000	167,595,000	156,093,376	11,501,624	
2 研究研修費	1,186,000	1,186,000	945,416	240,584	
1 研究研修費	1,186,000	1,186,000	945,416	240,584	
2 医業費	55,606,000	52,606,000	41,662,114	10,943,886	
1 医業費	55,606,000	52,606,000	41,662,114	10,943,886	
1 医療用機械器具費	12,288,000	12,288,000	8,827,709	3,460,291	
2 医療用消耗機材費	6,228,000	6,228,000	6,071,018	156,982	
3 医薬品衛生材料費	32,362,000	29,362,000	22,792,975	6,569,025	
4 各種検査等委託費	4,728,000	4,728,000	3,970,412	757,588	
3 公債費	21,042,000	21,078,000	21,076,796	1,204	
1 公債費	21,042,000	21,078,000	21,076,796	1,204	
1 元金	20,378,000	20,378,000	20,377,545	455	
2 利子	664,000	700,000	699,251	749	
歳 出 合 計	246,269,000	242,465,000	219,777,702	22,687,298	

国民健康保険特別会計（診療施設勘定）

① 歳入決算総括表

（単位：円、％）

区 分 (款)	令和 6 年度		令和 7 年度		増減額 B - A	増減率 (B - A) / A
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
1 診療収入	128,760,460	58.1	132,554,801	59.6	3,794,341	2.9
2 使用料及び手数料	917,220	0.4	728,041	0.3	△189,179	△20.6
3 県支出金	—	—	1,333,000	0.6	1,333,000	皆増
4 繰入金	87,240,033	39.3	76,643,796	34.4	△10,596,237	△12.1
5 繰越金	3,509,074	1.6	4,076,893	1.8	567,819	16.2
6 諸収入	1,329,797	0.6	1,906,770	0.9	576,973	43.4
7 市債	—	—	5,300,000	2.4	5,300,000	皆増
合 計	221,756,584	100.0	222,543,301	100.0	786,717	0.4

② 歳出決算総括表

（単位：円、％）

区 分 (款)	令和 6 年度		令和 7 年度		増減額 B - A	増減率 (B - A) / A
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
1 総務費	155,677,226	71.5	157,038,792	71.4	1,361,566	0.9
2 医業費	40,878,432	18.8	41,662,114	19.0	783,682	1.9
3 公債費	21,124,033	9.7	21,076,796	9.6	△47,237	△0.2
合 計	217,679,691	100.0	219,777,702	100.0	2,098,011	1.0

歳入歳出差引額	4,076,893		2,765,599		△1,311,294	
---------	-----------	--	-----------	--	------------	--

③ 歳入事項別説明書

第 1 款 診療収入

(単位：百万円)

区分（項・目）			決 算 額									
			H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1 入院外収入			190.0	148.3	145.0	150.9	115.7	133.5	128.7	136.7	126.5	130.3
① 国民健康保険診療報酬収入	現年分		41.6	31.8	29.2	28.4	21.4	21.4	20.8	21.4	18.4	17.8
② 社会保険診療報酬収入	現年分		25.1	22.5	23.2	24.3	20.0	20.3	24.2	33.1	30.9	36.1
③ 後期高齢者診療報酬収入	現年分		88.5	65.2	62.2	66.7	48.2	41.2	39.2	39.6	38.8	35.9
④ その他の診療報酬収入	現年分		6.7	6.0	8.3	9.1	9.0	32.2	24.7	18.6	16.5	17.0
⑤ 一部負担金収入	現年医療分		28.1	22.7	22.1	22.4	17.1	18.4	19.8	24.0	21.9	23.5
2 その他の診療収入			3.6	2.3	2.1	2.1	1.7	2.1	2.5	2.5	2.3	2.3
① 諸検査収入	健康診断料		2.7	2.3	2.1	2.1	1.7	1.9	2.3	2.3	2.1	2.1
② 受託診療収入等			0.9	—	—	—	—	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
合 計			193.6	150.6	147.0	153.0	117.4	135.6	131.2	139.2	128.8	132.6

1. 施設利用患者状況

(単位：人)

区分	令和 6 年度		令和 7 年度		比較	
	延患者数	1日平均患者数	延患者数	1日平均患者数	延患者数	1日平均患者数
綾里診療所	793	8.4	791	8.1	△ 2	△ 0.3
越喜来診療所	10,074	42.5	10,979	46.5	905	4.0
吉浜診療所	922	8.8	939	9.2	17	0.4
歯科診療所	4,964	22.1	5,219	22.5	255	0.4
計	16,753	81.8	17,928	86.3	1,175	4.5

2. 診療報酬収入の状況

(単位：円)

区分	令和 6 年度		令和 7 年度		比較	
	医療費総額	患者 1 回当医療費総額	医療費総額	患者 1 回当医療費総額	医療費総額	患者 1 回当医療費総額
綾里診療所	4,827,580	6,088	4,880,830	6,170	53,250	82
越喜来診療所	67,137,160	6,664	67,334,450	6,133	197,290	△ 531
吉浜診療所	8,281,970	8,983	8,084,470	8,610	△ 197,500	△ 373
歯科診療所	31,040,470	6,253	33,932,120	6,502	2,891,650	249
計	111,287,180	6,643	114,231,870	6,372	2,944,690	△ 271

第4款 繰入金

(単位：百万円)

区分（項・目）	決 算 額									
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1 他会計繰入金	52.2	60.9	99.1	96.7	103.1	62.1	67.8	55.6	70.3	60.1
① 一般会計繰入金	52.2	60.9	99.1	96.7	103.1	62.1	67.8	55.6	70.3	60.1
2 事業勘定繰入金	10.0	13.3	8.8	9.7	14.8	17.8	16.4	18.1	16.9	16.5
① 事業勘定繰入金	10.0	13.3	8.8	9.7	14.8	17.8	16.4	18.1	16.9	16.5
合 計	62.2	74.1	107.9	106.4	117.9	79.9	84.2	73.7	87.2	76.6

第7款 市債

区分（項・目）	決 算 額									
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1 市債	4.4	1.4	1.3	2.2	—	10.2	—	15.2	—	5.3
① 市債	4.4	1.4	1.3	2.2	—	10.2	—	15.2	—	5.3

④ 歳出事項別説明書

第1款 総務費 《157,038,792円》

第2款 医業費 《41,662,114円》

第3款 公債費 《21,076,796円》

1・2・3款	総務費ほか	219,777,702円				
事業名	綾里診療所（継続）					
事業費	17,215,644円					
対 象	主に綾里地区住民					
意 図	医療の確保と健康の保持増進が図られる。					
概 要 ・ 実 績	内科診療（火・木曜日9:00～12:00）を行った。					
	款	支出済額	事業内容			
	1.総務費	12,836,566円	施設管理費・人件費・旅費等			
	2.医業費	793,977円	医療機器の整備・医薬品等の購入			
	3.公債費	3,585,101円	施設建設・医療機器購入等に係る地方債償還金			
【関係指標】						
指 標	単位	R3	R4	R5	R6	R7
診療日数	日	99	95	100	94	98
延べ患者数	人	839	893	859	793	791
1日平均患者数	人	8.5	9.4	8.6	8.4	8.1
【考 察】						
令和5年度以降、延べ患者数は減少傾向にある。 内科を中心とした適切な一般外来診療を実施し、地域医療の充実に努めている。						

1・2・3款	総務費ほか	219,777,702円				
事業名	越喜来診療所（継続）					
事業費	122,400,080円					
対 象	主に越喜来地区住民					
意 図	医療の確保と健康の保持増進が図られる。					
概 要 ・ 実 績	小児科及び内科診療（月～金曜日9:00～17:00）を行うとともに、訪問診療や往診業務（随時）、個人及び事業所の健康診断に対応した。					
	款	支出済額	事業内容			
	1. 総務費	82,003,923円	施設管理費・人件費・旅費等			
	2. 医業費	25,972,734円	医療機器の整備・医薬品等の購入			
	3. 公債費	14,423,423円	施設建設・医療機器購入等に係る地方債償還金			
【関係指標】						
指 標	単位	R3	R4	R5	R6	R7
診療日数	日	240	239	237	237	236
延べ患者数	人	7,201	7,197	10,103	10,074	10,979
1日平均患者数	人	30.0	30.1	42.6	42.5	46.5
【考 察】						
往診や訪問診療にも対応し、適切な医療を提供することで、地域住民の健康増進を図っている。						

1・2・3款	総務費ほか	219,777,702円				
事業名	吉浜診療所（継続）					
事業費	15,775,196円					
対 象	主に吉浜地区住民					
意 図	医療の確保と健康の保持増進が図られる。					
概 要 ・ 実 績	内科診療（水・金曜日9:00～12:00）を行った。					
	款	支出済額	事業内容			
	1. 総務費	13,156,583円	施設管理費・人件費・旅費等			
	2. 医業費	2,618,613円	医療機器の整備・医薬品等の購入			
	3. 公債費	0円				
【関係指標】						
指 標	単位	R3	R4	R5	R6	R7
診療日数	日	97	101	96	105	102
延べ患者数	人	675	858	912	922	939
1日平均患者数	人	7.0	8.5	9.5	8.8	9.2
【考 察】						
近年の患者数は増加傾向にある。 内科を中心とした適切な一般外来診療を行うほか、訪問診療にも対応し、地域医療の充実に努めている。						

1・2・3款	総務費ほか	219,777,702円				
事業名	歯科診療所（継続）					
事業費	64,386,782円					
対 象	主に綾里地区住民					
意 図	歯科医療の確保と健康の保持増進が図られる。					
概 要 ・ 実 績	歯科診療（月・金曜日9:00～17:00、火・水・木曜日10:00～18:30）を行うとともに、乳幼児等の歯科健診等や訪問診療（随時）に対応した。					
	款	支出済額	事業内容			
	1. 総務費	49,041,720円	施設管理費・人件費・旅費等			
	2. 医業費	12,276,790円	医療機器の整備・医薬品等の購入			
	3. 公債費	3,068,272円	施設建設・医療機器購入等に係る地方債償還金			
【関係指標】						
指 標	単位	R3	R4	R5	R6	R7
診療日数	日	238	233	237	225	232
延べ患者数	人	4,643	4,796	5,115	4,964	5,219
1日平均患者数	人	19.5	20.6	21.6	22.1	22.5
【考 察】						
近年、患者数は増加傾向にある。						
口腔ケアの推進により、定期的な口腔管理を目的とした受診が増加し、口腔の健康維持や増進につながっている。						

令和 7 年度診療施設経営状況【対令和 6 年度】

区 分			綾里診療所			越喜来診療所			吉浜診療所			歯科診療所			診療施設設計		
			令和7年度	令和6年度	比較	令和7年度	令和6年度	比較	令和7年度	令和6年度	比較	令和7年度	令和6年度	比較	令和7年度	令和6年度	比較
診療状況	外来	診療実日数(日)	98.0	94.0	4.3%	236.0	237.0	▲0.4%	102.0	105.0	▲2.9%	232.0	225.0	3.1%	167.0	165.3	1.0%
		延患者数(人)	791	793	▲0.3%	10,979	10,074	9.0%	939	922	1.8%	5,219	4,964	5.1%	17,928	16,753	7.0%
	正職員数(人)		0.5	0.5	—	6.0	7.0	▲14.3%	0.5	0.5	—	2.0	3.0	—	9.0	11.0	—
	臨時職員数(人)		1.0	1.0	—	1.0	0.0	皆増	2.0	2.0	—	3.0	2.0	—	7.0	5.0	—
収入(千円)	診療収入	外来収入	5,074	4,997	1.5%	82,855	81,667	1.5%	8,308	8,446	▲1.6%	34,029	31,358	8.5%	130,266	126,468	3.0%
		その他	0	0	—	1,565	1,485	5.4%	0	3	皆減	724	805	▲10.1%	2,289	2,293	▲0.2%
	医業収入計 (A)		5,074	4,997	1.5%	84,420	83,152	1.5%	8,308	8,449	▲1.7%	34,753	32,163	8.1%	132,555	128,761	2.9%
	国庫補助金		0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	県支出金		0	0	—	0	0	—	0	0	—	1,333	0	皆増	1,333	0	皆増
	市債		276	0	皆増	0	0	—	0	0	—	5,024	0	皆増	5,300	0	皆増
	繰入金	歳入不足補填分	6,600	7,100	▲7.0%	13,200	19,900	▲33.7%	7,400	7,700	▲3.9%	11,900	14,500	▲17.9%	39,100	49,200	▲20.5%
		事業勘定繰入金	1,450	1,608	▲9.8%	7,828	8,134	▲3.8%	0	0	—	7,189	7,174	0.2%	16,467	16,916	▲2.7%
		その他(公債費分)	3,585	3,597	▲0.3%	14,423	13,904	3.7%	0	551	皆減	3,068	3,075	▲0.2%	21,076	21,127	▲0.2%
	その他収入		361	372	▲3.0%	3,937	2,712	45.2%	333	557	▲40.2%	2,081	2,111	▲1.4%	6,712	5,752	16.7%
	医業外収入計 (C)		12,272	12,677	▲3.2%	39,388	44,650	▲11.8%	7,733	8,808	▲12.2%	30,595	26,860	13.9%	89,988	92,995	▲3.2%
	収入合計 (A)+(C)=(E)		17,346	17,674	▲1.9%	123,808	127,802	▲3.1%	16,041	17,257	▲7.0%	65,348	59,023	10.7%	222,543	221,756	0.4%
支出(千円)	総務費	職員給与費	6,006	5,821	3.2%	64,826	62,553	3.6%	6,745	6,544	3.1%	45,177	46,117	▲2.0%	122,754	121,035	1.4%
		その他	6,831	7,172	▲4.8%	17,178	17,591	▲2.3%	6,412	6,401	0.2%	3,865	3,478	11.1%	34,286	34,642	▲1.0%
	医業費	医薬材料費	544	479	13.6%	23,489	27,739	▲15.3%	2,418	3,303	▲26.8%	2,413	2,349	2.7%	28,864	33,870	▲14.8%
		その他	250	399	▲37.3%	2,484	2,641	▲5.9%	200	246	▲18.7%	9,864	3,723	164.9%	12,798	7,009	82.6%
	医業支出計 (B)		13,631	13,871	▲1.7%	107,977	110,524	▲2.3%	15,775	16,494	▲4.4%	61,319	55,667	10.2%	198,702	196,556	1.1%
	施設整備費(災害復旧費)		0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	公債費		3,585	3,594	▲0.3%	14,423	13,904	3.7%	0	551	皆減	3,068	3,075	▲0.2%	21,076	21,124	▲0.2%
	その他支出		0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	医業外支出計 (D)		3,585	3,594	▲0.3%	14,423	13,904	3.7%	0	551	皆減	3,068	3,075	▲0.2%	21,076	21,124	▲0.2%
	支出合計 (B)+(D)=(F)		17,216	17,465	▲1.4%	122,400	124,428	▲1.6%	15,775	17,045	▲7.5%	64,387	58,742	9.6%	219,778	217,680	1.0%
医業収支 (A)−(B)			▲ 8,557	▲ 8,874	▲3.6%	▲ 23,557	▲ 27,372	▲13.9%	▲ 7,467	▲ 8,045	▲7.2%	▲ 26,566	▲ 23,504	13.0%	▲ 66,147	▲ 67,795	▲2.4%
総 収 支 (E)−(F)			130	209	▲37.8%	1,408	3,374	▲58.3%	266	212	25.5%	961	281	242.0%	2,765	4,076	▲32.2%
経営比率	医業収支比率(%) (A)÷(B)×100		37.2	36.0	3.3%	78.2	75.2	4.0%	52.7	51.2	2.9%	56.7	57.8	▲1.9%	66.7	65.5	1.8%
	総収支比率(%) (E)÷(F)×100		100.8	101.2	▲0.4%	101.2	102.7	▲1.5%	101.7	101.2	0.5%	101.5	100.5	1.0%	101.3	101.9	▲0.6%
	繰入金(歳入不足補填分)対医業収入比率(%)		130.1	142.1	▲8.4%	15.6	23.9	▲34.7%	89.1	91.1	▲2.2%	34.2	45.1	▲24.2%	29.5	38.2	▲22.8%
	職員給与費の医業収入に対する割合(%)		118.4	116.5	1.6%	76.8	75.2	2.1%	81.2	77.5	4.8%	130.0	143.4	▲9.3%	92.6	94.0	▲1.5%
	医薬材料費の医業収入に対する割合(%)		10.7	9.6	11.5%	27.8	33.4	▲16.8%	29.1	39.1	▲25.6%	6.9	7.3	▲5.5%	21.8	26.3	▲17.1%
	1日平均外来患者数(人)		8.1	8.4	▲3.6%	46.5	42.5	9.4%	9.2	8.8	4.5%	22.5	22.1	1.8%	107.4	101.3	6.0%
	職員1人1日当たり外来患者数(人)		5.4	5.6	▲3.6%	6.6	6.1	8.2%	3.7	3.5	5.7%	4.5	4.4	2.3%	6.7	6.3	6.3%
	外来患者1人1日当たり収入(円)		6,415	6,301	1.8%	7,547	8,107	▲6.9%	8,848	9,161	▲3.4%	6,520	6,317	3.2%	7,266	7,549	▲3.7%
	職員1人1日当たり外来診療収入(円)		34,517	35,440	▲2.6%	50,154	49,227	1.9%	32,580	32,175	1.3%	29,335	27,874	5.2%	48,752	47,818	2.0%
	外来患者1人1日当たり医薬材料費(円)		688	604	13.9%	2,139	2,754	▲22.3%	2,575	3,582	▲28.1%	462	473	▲2.3%	1,610	2,022	▲20.4%

職員数は事務職を除く。(R2〜：佐々木医師及び綾里診療所、吉浜診療所の正規職員は、兼務のため0.5人としている。R4の綾里診療所・吉浜診療所の会計年度任用職員(事務職員)は兼務のため0.5人としている。)

用語解説

【歳入】	
国民健康保険税	国民健康保険事業の費用に充てるため、世帯主などの納税義務者から徴収するものです。 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分かれています。
国庫支出金	国民健康保険事業に必要な費用の一部について、国から交付される負担金・補助金などです。
県支出金	保険給付費等交付金（普通交付金）は、市町村が行った保険給付に要した費用等に対して、県から交付されるものです。平成30年度の国保制度改革により、都道府県が財政運営の責任主体となったことに伴い、交付されることとなったものです。 保険給付費等交付金（特別交付金）は、各市町村の財政状況や特殊事情、保健事業の取組等に応じて交付されるものです。
繰入金	国民健康保険制度の運営に関し、市の一般会計で負担すべき経費を国民健康保険特別会計に繰り入れるものです。 ①保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置分を補てんするものです。 ②未就学児均等割保険料繰入金は、子どもの均等割額の軽減措置分を補てんするものです。 ③職員給与費等繰入金は、国民健康保険の運営に係る事務費分です。 ④産前産後保険料繰入金は、出産（予定）者の所得割額及び均等割額の軽減措置分を補てんするものです。 ⑤出産育児一時金等繰入金は、出産に係る費用として出産育児一時金を支給し、その3分の2の金額を繰り入れるものです。 ⑥財政安定化支援事業繰入金は、低所得者や高齢者が多いなど、保険者の責めに帰することができない特別な事情による国保財政への影響を考慮し、一般会計から繰り入れるものです。
諸収入	第三者納付金は、交通事故等の第三者の行為によって生じた傷病について、国民健康保険が負担した医療費を、加害者等から納付してもらうものです。 返納金は、国保資格喪失後に国保を使用して受診した場合などに、国保が負担した医療費を返還してもらうものです。

【歳出】	
総務費	人件費、資格確認書、納税通知書等の印刷製本費、郵送料、システム費用、運営協議会の運営費など、国民健康保険事業の事務に係る費用です。
保険給付費	
療養給付費	疾病、負傷の治療に要する費用のうち、被保険者の自己負担額を除いた保険者負担分です。
療養費	被保険者が一旦医療費を全額負担した場合や、医師が治療上必要と認めた治療用装具を購入した場合などに、保険者負担相当分の費用を支給するものです。
高額療養費	被保険者が医療機関等の窓口で支払った一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給するものです。
出産育児一時金	被保険者が出産したときに、出産育児一時金（原則 50 万円）を支給するものです。
葬祭費	被保険者が死亡した時に、葬祭を行った方に対して葬祭費（3 万円）を支給するものです。
事業費納付金	都道府県が国保財政運営の責任主体となったことに伴い、市町村が都道府県に納付するものです。都道府県が保険給付に必要な費用を市町村に交付するための財源の一部となります。
保健事業費	特定健康診査等事業費は、特定健康診査等を行い、生活習慣病の予防と医療費の抑制を図る事業の費用です。 保健衛生普及費は、被保険者に対し、受診状況や医療費、後発医薬品の使用による医療費の軽減効果等を通知し、医療費の適正化を図る事業の費用です。